

特殊詐欺被害防止に向けたキャッシュカード ご利用限度額変更のお知らせ

令和8年2月24日

お客さま各位

秋川農業協同組合

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の発生状況を受け、お客さまが安心してキャッシュカードをご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に取り組んでおります。

このたび、ATMにおいてお客さまの貯金が不正に払い出される特殊詐欺の犯罪が増加していることを受けて、キャッシュカードによる取引時の1日あたりのご利用限度額を下記のとおり引き下げいたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、金融庁等からの要請も踏まえた対応となりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 変更日 令和8年5月11日（月）

2. 変更内容

| キャッシュカード種類 | 変更後 | 変更前 |
|------------------------|----------------|-------|
| ICキャッシュカード IC一体型カード | 50万円* | 100万円 |
| 磁気キャッシュカード | 50万円 (変更なし) | 50万円 |

※個別に出金限度額の設定を行っている場合は変更の対象外となります。
詳しくは当組合窓口までお問い合わせください。

以上

本店 042-559-5115

多西支店 042-558-7621 東秋留支店 042-558-0078
日の出支店 042-597-2121 増戸支店 042-596-1221
五日市支店 042-596-1431 桧原支店 042-598-0006